

ばいじんの排出基準

項目番号	施設名		規模 (万 m ³ _N /h)	排出基準 (g/m ³ _N)				備考
				S46.6.23 以前	S46.6.24 ~ S57.5.31	S57.6.1 以後	On (%)	
1	ボイラー	ガス専焼	4 以上	0.05	0.05	0.03	5	
			4 未満	0.10	0.10	0.05	5	
			小型ボイラー	適用猶予	適用猶予	適用猶予		
		液体専焼並びに ガス・液体混焼	20 以上	0.07	0.05	0.04	4	
			4~20	0.18	0.05	0.05	4	
			1~4	0.25	0.20	0.15	4	
		紙のバルブの製造に 伴う黒液の専焼・混焼	1 未満	0.30 On=Os	0.20 On=Os	0.15 On=Os	4	
小型ボイラー			適用猶予	適用猶予	適用猶予			
20 以上			0.20	0.15	0.10	Os		
	石炭燃焼	4~20	0.35	0.20	0.15	Os	注) S60.9.9 以前に設置され た小型ボイラーについて は、当分の間、適用しない。 また、S60.9.10 から H2.9.9 ま での間に設置されたものは 当分の間ばいじん量は 0.30 グラムとする。	
		4 未満	0.35	0.30	0.15	Os		
		小型ボイラー	適用猶予	適用猶予	0.15(注)	Os		
	石油精製用触媒 再生塔附属	20 以上	0.15	0.10	0.05	6	注) と同様。 5,000kcal/kg 以下の石炭専 焼ボイラーについては 0.70 グラム (On=Os) とする。	
		4~20	0.25	0.20	0.10	6		
		4 未満	0.35	0.30	0.15	6		
	前記を除く	小型ボイラー以外	0.30	0.20	0.15	4	注) と同様。	
		小型ボイラー	適用猶予	適用猶予	0.15	4		
		4 以上	0.30 On=Os	0.20 On=Os	0.15 On=Os	6		
	前記を除く	4 未満	0.40 On=Os	0.20 On=Os	0.20 On=Os	6		
		小型ボイラー	適用猶予	適用猶予	0.20 On=Os	6		
		4 以上	0.30 On=Os	0.20 On=Os	0.15 On=Os	6		
2	ガス発生炉			0.05	0.05	0.03	7	
	ガス加熱炉			0.10	0.10	0.03	7	
3	焙焼炉		4 以上	0.25	0.10	0.05	Os	
			4 未満	0.30	0.15	0.10	Os	
	焼結炉	フェロマンガ製造用		0.20	0.20	0.10	Os	
		前記を除く		0.15	0.15	0.10	Os	
	煅焼炉		4 以上	0.25	0.20	0.10	Os	
			4 未満	0.30	0.20	0.15	Os	
4	溶鉱炉	高炉		0.05	0.05	0.03	Os	
		前記を除く	4 以上	0.15	0.10	0.08	Os	
			4 未満	0.40	0.15	0.08	Os	
	転炉		燃焼型	0.13	0.10	0.08	Os	
			燃焼型以外	0.10	0.10	0.08	Os	
平炉		4 以上	0.10	0.10	0.05	Os		
		4 未満	0.20	0.20	0.10	Os		
5	金属溶解炉		4 以上	0.10	0.10	0.05	Os	*アルミニウムの地金、合金 又は再生用反射炉
			4 未満	0.20 *0.30	0.20	0.10	Os	
6	金属加熱炉		4 以上	0.15 On=Os	0.10 On=Os	0.08 On=Os	11	
		4 未満	0.25 On=Os	0.20 On=Os	0.10 On=Os	11		
7	石油加熱炉		4 以上	0.10	0.10	0.05	6	*潤滑油製造 (排ガス量 1 万 m ³ _N 未満)
		4 未満	0.15 *0.18	0.10	0.08	6		
8	石油精製用触媒再生塔			0.30	0.20	0.15	6	
8の2	石油ガス硫黄回収装置のうち燃焼炉			0.10	0.10	0.05	8	
9	焼成炉	石灰 焼成炉	土中釜	0.40	0.40	0.20	15	
			前記を除く	0.30	0.30	0.15	15	
	セメント焼成炉		4 以上	0.10	0.10	0.05	10	
		4 未満	0.20	0.10	0.05	10		

項 番 号	施 設 名		規 模 (万 m ³ _N /h)	排出基準 (g/m ³ _N)				備 考	
				S46.6.23 以前	S46.6.24 ~ S57.5.31	S57.6.1 以後	On (%)		
9	焼成炉	耐火物レンガ又は 耐火物原料製造用	4 以上	0.10	0.10	0.05	18		
			4 未満	0.20	0.20	0.10	18		
		前記を除く	4 以上	0.15 On=Os	0.10 On=Os	0.08 On=Os	15		
			4 未満	0.25 On=Os	0.20 On=Os	0.15 On=Os	15		
	溶解炉	板ガラス又は ガラス繊維製造用	4 以上	0.10	0.10	0.05	15		
			4 未満	0.15	0.15	0.08	15		
		光学・電気ガラス又は フリット製造用	4 以上	0.10	0.10	0.05	16		
			4 未満	0.30	0.15	0.08	16		
前記を除く	4 以上	0.10	0.10	0.08	15				
	4 未満	0.20	0.10	0.10	15				
10	反応炉及び直火炉		4 以上 4 未満	0.15 0.20 *0.30	0.10 0.20	0.08 0.10 *0.15	6 6	On は当分の間、全施設とも Os とする。 *活性炭製造用反応炉 (排ガス量 1 万 m ³ _N 未満)	
11	乾燥炉	骨材乾燥炉		0.50 *0.60	0.40	0.20	16	*排ガス量 2 万 m ³ _N 未満の施設	
		前記を除く	4 以上 4 未満	0.15 0.30	0.10 0.20	0.08 0.10	16 16	S46.6.23 以前に設置された 排ガス量 1 万 m ³ _N 未満の施 設については 0.35 グラムと する。	
12	電気炉	合金鉄 (珪素 40%以上) 製造用		0.20	0.20	0.10	Os		
		合金鉄 (珪素 40%未満) 及びカーバイド製造用		0.15	0.15	0.08	Os		
		前記を除く		0.10	0.10	0.05	Os		
13	廃棄物焼却炉		焼却能力	H10.7.1 以前		H10.7.1 以後			
			4t/h 以上	0.08		0.04	12		
			2~4t/h 未満	0.15		0.08	12		
			2t/h 未満	0.25		0.15	12		
14	銅・鉛・ 亜鉛の 精錬用	焙焼炉	4 以上	0.10	0.10	0.05	Os		
			4 未満	0.15	0.15	0.08	Os		
		焼結炉		0.15	0.15	0.10	Os		
		溶鉱炉		0.15	0.15 *0.10	0.08	Os		*排ガス量 4 万 m ³ _N 以上の施設
		転炉		0.15	0.10 *0.15	0.08	Os		*燃焼型のもの
		溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.20	0.05 0.10	Os Os		
18	活性炭製造用 (塩化亜鉛を使用) 反応炉			0.30	0.30	0.15	6		
				0.30	0.30	0.15	6		
20	アルミニウム製錬用溶解炉			0.05	0.05	0.03	6		
21	燐等の 製造用施設	焼成炉		0.15	0.15	0.08	15		
		溶解炉		0.20	0.20	0.10	Os		
23	トリホリン酸 ナトリウム 製造用施設	乾燥炉		0.10	0.10	0.05	16		
		焼成炉		0.15	0.15	0.08	15		
24	鉛二次精錬用溶融炉		4 以上	0.10	0.10	0.05	Os		
			4 未満	0.20	0.20	0.10	Os		
25	鉛蓄電池製造用溶解炉		4 以上	0.10	0.10	0.05	Os		
			4 未満	0.15	0.15	0.08	Os		
				0.15	0.15	0.08	Os		
26	鉛系顔料 製造用 施設	溶解炉	4 以上	0.10	0.10	0.05	Os		
			4 未満	0.15	0.15	0.08	Os		
		反射炉		0.10	0.10	0.05	Os		
28	コークス炉			0.05	0.05	0.03	6		
				0.05	0.05	0.03	6		
28	コークス炉			0.15	0.15	0.10	7		

項 番 号	施 設 名	規 模 (万 m ³ _N /h)	排出基準 (g/m ³ _N)				備 考
			S46.6.23 以前	S46.6.24 ~ S57.5.31	S57.6.1 以後	On (%)	
29	ガスタービン				S63.2.1 以降 0.04	16	S63.1.31 以前設置のものは 当分の間適用猶予 非常用施設については当分 の間適用猶予
30	ディーゼル機関				S63.2.1 以降 0.08	13	
31	ガス機関		0.05	0.05	0.04	0	非常用施設については当分 の間適用猶予
32	ガソリン機関		0.05	0.05	0.04	0	
(注意事項)							
(1) 熱源として電気を使用する施設は On=Os とする。 (2) の直接熱風乾燥炉については On=Os とする。							